

社会福祉法人令和ふくし会

ショートステイひなた運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人令和ふくし会が開設する、介護保険による指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業を実施するにあたり、必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

第3条 本事業において提供する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、秋田市条例等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の要介護（要支援）状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症状等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

3 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、指定短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、その計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとする。

4 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。

5 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

6 当事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 ショートステイひなた

二 所 在 地 秋田市土崎港中央三丁目4-39

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護の利用は、1日あたり双方合計で20名を定員とする。

(従業員の員数)

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を実施するため、次の職員を置く。

- | | |
|------------------------------|------|
| 一 管理者 | 1人 |
| 職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。 | |
| 二 医師(非常勤) | 1人 |
| 三 生活相談員 | 1人以上 |
| 利用者の生活相談及び短期入所生活介護計画の作成にあたる。 | |
| 四 看護職員 | 2人以上 |
| 利用者の看護にあたる。 | |
| 五 介護職員 | 7人以上 |
| 利用者の介護・介助にあたる。 | |
| 六 栄養士 | 1人 |
| 利用者の食事管理及び栄養管理にあたる。 | |
| 七 機能訓練指導員 | 1人以上 |
| 利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。 | |

(事業の内容)

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に利用者の家族との連携を図りながら、次のサービスの提供を行うものとする。

- 1 栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供。
- 2 1週間に2回以上の入浴。
- 3 排泄の自立について必要な援助。
- 4 離床、着替え、整容、その他日常の世話。
- 5 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- 6 常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置。
- 7 適宜に利用者のためのレクリエーションの実施。
- 8 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他援助。
- 9 その他、利用者の生活向上のための必要な援助。
- 10 指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業を利用する

場合の送迎は、利用者側で行うこととする。ただし、申し出があった場合は、ショートステイひなたが行うことができるものであり、その場合は介護支援専門員からのケアプランによるものとする。

(介護計画の作成)

第8条 指定（介護予防）短期入所生活介護事業のサービスの開始に際し、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターからの、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、また利用者の心身の状況や、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該介護計画の内容を説明し同意を得た上で、利用者及び家族にその介護計画を交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料の受領)

第9条 指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。

- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

二 食事代	朝食	650円
	昼食	650円
	夕食	670円

三 居住費	4人室1日あたり	915円
	個室1日あたり	1,231円

四 理美容代 実費

五 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの(具体例：レクリエーション材料費)。

六 上記「食事代」、「居住費」について介護保険限度額認定された方についてはその認定段階により、別紙利用料金表の料金を適用する。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 5 上記利用料に関しての具体的な額は、別途「利用料金表」を提示する。
- 6 上記費用は「基準限度額」であり、介護保険負担限度額認定された方はその介護負担限度額割合証を確認の上、別紙「利用料金表」の額を適用する。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、秋田市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 居室、共用設備、備品その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(利用申込)

第12条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、予め利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について、利用申込者の同意を得るものとする。

新たに入所する利用者については、心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(身元引受人)

第13条 入所が決定したものは、入所の際、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める約款により、利用者と連名で事業者と契約を締結するものとする。

(利用者の心得)

第14条 利用者は相愛互助の精神を持って、社会的規範を守り、自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、ショートステイひなたの諸規程を守り、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、これを持ち出すこと。

(非常災害対策)

- 第16条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。
- 2 管理者は非常災害に備え、施設に防火管理者を置く。防火管理者は消防計画を作成し、その計画に基づき少なくとも6ヶ月に一回は避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(秘密保持)

- 第17条 従業者は正当な理由なく、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさないものとする。
- 2 従業者が退職後、在職中に知り得た、利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 従業者は管理者に対し、秘密保持を遵守する旨の誓約書に署名・捺印の上提出しなければならない。秘密漏洩が発生した場合は、事業者は従業者に対し必要な措置を講ずる。
- 4 サービス担当者会議等において、課題分析情報を通じて利用者の個人情報介護支援専門員や他のサービス事業者と共有するためには、あらかじめ利用者、家族より文書にて同意を得なくてはならない。
- 5 個人情報の取り扱い等については、個人情報保護法ならびに関係法令等において定められたことを遵守し、その詳細な内容については別に定め、取り扱いについては本人、家族より書面にて同意を得ることとする。

(緊急時における対応方法)

- 第18条 利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医ならびに主治医に連絡をとり、指示を得て対処するものとするが、迅速な対応が必要と看護師が判断した場合は、速やかに救急隊へ救急搬送を依頼するものとする。またこの際、看護師並びに従業者は看護師指示のもと、必要な救命処置等を行うこととする。

(事故発生時の対応)

- 第19条 利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供により事故が発生した場合は、秋田市、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。事故発生時は事故対応マニュアルに沿って対応し、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その記録は2年間保存するものとする。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサ

ービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し損害賠償を行うものとする。また事業者は賠償能力を有し、速やかに賠償を行うため損害賠償保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止・身体拘束廃止委員会」を組成し、委員会を定期的を開催する。なお、本委員会の責任者は管理者、担当者は生活相談員とします。

2 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備して、従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。

3 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告・相談するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

4 利用者に対する身体拘束及びそれに類する行為を行うことは、これを原則禁止とする。ただし、利用者自身及び他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体拘束等を行う場合は、あらかじめ家族に連絡、同意を得た上で行うものとするが、この場合においても継続的に行われるのではなく、期間を設定し行うものとする。これらにかかる手続きについては別に定める身体拘束適正化の規程によるものとする。

(居宅サービス計画に沿った介護サービスの提供)

第21条 居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている利用者については、当該計画に沿った介護計画を作成し、サービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録)

第22条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供日及び内容等必要事項を、利用者の介護計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 利用者が、正当な理由なく要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、また偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

(苦情処理)

第24条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、当事業者は相談窓口を設置する。相談窓口は管理者及び生活相談員が担当し、苦情が出た場合は速やかに事

実確認を行い、遅くとも1ヶ月以内に回答を行うこととする。匿名の苦情については、施設1階掲示板にその苦情内容及び対応について掲示し、記名による苦情の場合は別紙「介護サービス苦情対応結果表」にて本人・家族へ回答を行うこととする。

- 2 当事業所は苦情に対し、客観性の確保と苦情の密室化の防止、また事業所の事業運営の質の向上を目的に、苦情相談に対する第三者委員会を設置する。第三者委員会は苦情を受けた場合、別に定める第三者委員会規程により適切な苦情処理を行うこととする。
- 3 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め、又は当該市町村からの質問や照会に応ずるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 4 利用者からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会等が行う調査に協力するものとする。自ら提供した指定短期入所生活介護及び、指定介護予防短期入所生活介護サービスに関して、市町村及び国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理)

第25条 施設において使用する備品等は、清潔に保存し常に衛生管理に十分留意すると共に、医薬品・医療器具の管理を適切に行うものとする。

- 2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第26条 事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護及び、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存する。

(その他)

第27条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成16年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成17年10月 1日より施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成28年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日より施行する。
この規定は、平成 元年10月 1日より実施する。
この規定は、令和5年 4月 1日より実施する。
この規定は、令和6年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和6年 8月 1日より施行する。
この規定は、令和6年 11月 1日より施行する。
この規定は、令和7年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和7年 7月 1日より施行する。
この規定は、令和7年 11月 1日より施行する。